

## 令和3年度第2回石狩市国民健康保険運営協議会（書面開催）趣旨説明

### 報告事項

#### 令和4年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算（案）の概要について

令和4年度の歳入予算は、5つの款で構成されており、歳入合計は7,202,400千円（前年度比△39,480千円 △0.5%）となっています。

歳入における主な科目は以下のとおりです。

国民健康保険税の予算額は、999,564千円（前年度比△61,358千円 △5.8%）となっています。

令和4年度は、被保険者数を12,047人、世帯数を7,888世帯、前年度比で△344人、△254世帯で推計しております。

予算額が減となった主な要因としては、前述の被保険者数の減少に併せ、コロナ禍による被保険者の所得の減少に伴う所得割保険税の減少、更に令和4年度から国により制度化された未就学児の均等割保険税の5割軽減措置等によるものとなっています。

道支出金の予算額は、5,531,931千円（前年度比+8,100千円 +0.1%）となっています。

科目構成は、普通交付金と特別交付金からなっており、普通交付金は保険給付費の全額が交付されるものであり、特別交付金は市町村の財政状況、その他の特殊要因や事業に応じて交付される補助金になります。

特別交付金は内訳のとおり4項目で構成されており、増となった主な要因については、保健事業の取組評価によって加算される保険者努力支援制度の獲得ポイント数の増、本市の国税収納率が向上したことによるインセンティブ交付金の増によるものとなっています。

財産収入の予算額は、30千円（前年度比+20千円 +200%）となっています。これは国保会計で保有する基金の利息を収納する科目であり、現在の基金の残高は169,067,624円であり定期預金で運用管理しています。

繰入金の予算額は、667,145千円（前年度比+14,248千円 +2.2%）となっています。

他会計繰入金は一般会計からの繰入金であり、法定内繰入金の項目に変更はありません。

また、法定外繰入金については、令和2年度以降は赤字補填を受けず、保健事業に係る一般会計負担分のみを計上しています。

増となった主な要因については、職員が1名増員になったことによる職員給与費等繰入金の増、低所得・高医療費に応じた財政安定化支援事業繰入金の増となっています。

諸収入の予算額は、3,730千円（前年度比△490千円 △11.6%）となっています。項目は、延滞金、預金利子、雑入であり過年度実績により見積もっています。

歳出予算の状況についてです。

令和4年度の歳出予算は、9つの款で構成されています。歳出合計も歳入と同額の7,202,400千円（前年度比△39,480千円 △0.5%）となっています。

歳出における主な科目は以下のとおりです。

総務費の予算額は、186,780千円（前年度比+9,489千円 +5.4%）となっています。

総務管理費の増については、職員が1名増員になったことによる人件費の増、また、医療費適正化特別対策事業費の減については、レセプト点検の件数の減少に伴う委託料の減が主な要因となっています。

保険給付費の予算額は、5,398,230千円（前年度比△900千円 ±0.0%）となっており、前年度とほぼ横ばいとなっています。保険給付費については道支出金である保険給付費等交付金のうち普通交付金として全額が交付されます。

国民健康保険事業費納付金の予算額は、1,505,536千円（前年度比△48,335千円 △3.1%）となっています。

国民健康保険事業費納付金の減については、被保険者数および所得の減少に加え、直近3か年の診療費実績を元に推計される保険給付費が減少した結果、北海道の納付金算定における石狩市の医療費指数が下がったことが主な要因となっています。

共同事業拠出金の予算額は、前年度同額の5千円を計上しています。

保健事業費の予算額は、65,094千円（前年度比△716千円 △1.1%）となっています。

特定健康診査等事業費の増については、集団健診の実施委託単価を増額改定したことが主な要因となっています。

昨年度実施した健康意識等に関するアンケート調査結果から、若年層の健診受診率が低いことが判明したため、令和4年度は新たな取り組みとして、39歳以下の被保険者に39（サンキュー）健診の受診勧奨ハガキを送付し、年に一度の健診を若年期から習慣化することを目標とします。

また、令和3年度の特定健診の受診率は、令和4年1月末時点では前年同月より1.7%増の15.9%となっておりますが、コロナ禍以前の受診率までには回復はしておらず、令和3年度は市内医療機関と連携し、情報提供事業への取り組みを強化しました。引き続き、令和4年度も受診率向上に向けた取り組みを実施し、被保険者の健康増進および医療費の抑制に努めます。

保険事業費の減については、高齢者インフルエンザ予防接種等の国保会計負担金が減額で計上されたことが主な要因となっています。

国民健康保険事業運営基金積立金の予算額は、30千円（前年度比+20千円 +200.0%）となっています。

これは歳入の財産収入で計上した基金の利息を収入した際に、基金積立金として支出するための歳出予算となっています。

公債費の予算額は、400千円（前年度比△300千円 △42.9%）となっています。

国保事業会計では累積赤字があるため会計運用の資金に不足が生じていることから、毎年金融機関から運用資金の一時借り入れを行っており、これにより発生する利息となります。累積赤字減少に伴う減となっています。

諸支出金の予算額は、43,325 千円（前年度比+1,270 千円 +3.0%）となっています。

諸支出金については、被保険者の異動等に伴い発生する保険税の還付金等と、浜益国保診療所への運営費等にかかる直営診療施設勘定繰出金があり、この繰出金については、全額が道支出金の特別交付金により財源措置されています。

繰出金予算額の増については、浜益国保診療所への運営費にかかる繰出金の他に、新年度は医療機器整備（心電図検査装置の更新）にかかる事業費が計上されたことが要因となっております。

予備費の予算額は、前年度同額の 3,000 千円を計上しています。

なお、国民健康保険税の減理由の箇所でもご説明しておりますが、国において制度化が決定された未就学児の均等割保険税の 5 割軽減措置が令和 4 年 4 月 1 日に施行されることに際し、現在開会中の石狩市議会定例会において「石狩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」として上程中でありますことを併せてご報告いたします。

以上について、令和 4 年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算（案）についての趣旨説明となります。